資料１

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）①審査状況

① 完了報告審査及び事業計画審査

- 令和４年度完了報告審査においては、新システムへの移行も控えていることもあり、研修等でスキルアップを図って例年よりも前倒しで進め、運営費4,492件・整備費34件の審査が9月末には概ね完了した。
- 計画的な施設運営を促すために令和4年度分から設けた「事業計画申請」について、令和6年度分は1月下旬～2月上旬に新システムにて提出を求め、年度内の審査完了に向けて審査を行っている。
- 事業計画申請審査をスムーズに実施するために、11月末～1月中旬に図面の変更を伴う事業内容の変更を検討している事業者を対象に事前相談を行い、必要に応じて助言を行った。

② 月次報告審査

- 月次報告審査においては、毎月約4,500件の審査を実施した。
- 審査にあたっては、令和５年3月に「令和5年度運営費等の諸手続き」を発出し、運営費申請について事業者に対し周知を図った。
- 処遇改善等加算Ⅲについて、令和５年度に保育士等処遇改善臨時加算を申請している事業者を必須として、期中に申請受付の対応を行った。（申請受付件数：4,078件）
- 医療的ケア児保育支援加算の申請受付のため十分な準備を行い、適切に対応した。
（申請受付件数：21件 / 加算承認件数：12件 / 審査中：1件）
- 今まで年度初めから提出期限内未申請の事業者が存在し課題となっていたが、本年度はそうした事業者が出ないよう該当する事業者にメールや電話で提出を強く促す等働きかけを強化し、年度の最初から期限内未申請事業者が前年比で約50%となり、大きく減少した。

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）①審査状況

③ その他審査対応

■ 10月に上半期の事業譲渡審査委員会を開催した。また、3月22日に下半期の事業譲渡審査委員会を開催した。なお、個別案件については、持ち回りで機動的に対応した。

・上半期(10月)…申請受付件数：　22事業者26保育施設

審査会承認件数：14事業者17保育施設

・下半期(3月)…　申請受付件数：　27事業者34保育施設

審査会承認件数：８事業者11保育施設

■ 「子育て安心プラン」により11万人の児童の受け皿整備に向けて取り組んできた結果、定員が概ね達成されたこと、また待機児童数が全国的に減少していることを踏まえ、新規募集は実施しないとの国の方針に基づき、令和4年度以降は新規募集は実施していない。

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）②システム

①令和4年度変更後スケジュール

■ データ移行に関する課題の対応策の確立が困難となったこと、月次報告機能などの開発遅延の報告が開発ベンダーよりあった（令和5年3月）ため、審査スケジュールに支障をきたさないように稼働を1年延長した。

➡ 令和6年1月 施設基本情報管理機能及び事業計画申請の稼働

令和6年4月 申請・審査全機能稼働予定

②変更スケジュール（令和5年7月）

■ 令和6年4月 申請・審査全機能稼働の予定であったが、概算交付申請及び月次報告の開発ボリュームが想定以上に肥大したため、令和6年4月 概算交付申請・月次報告リリース、令和6年6月 年度報告・完了報告リリースの段階リリースとした。

➡令和6年 1月9日施設基本情報管理機能、1月22日 事業計画申請の稼働

令和6年4月 概算交付申請・月次報告の稼働予定

令和6年6月 年度報告・完了報告の稼働予定

③見込まれる導入効果

■ システム導入により、事業者にとっては毎月入力していた児童、職員の情報が随時登録が可能となり、児童別の登降園時刻を入力することで「出席日数」「開所日」「延長保育の利用時間」などが自動計算されるなど業務負担が軽減される。
また、各企業等で開発している保育支援システムとの連携により、さらに業務負担が軽減される。
協会においては、入力項目の相関チェックを多くし明らかに矛盾するデータや申請に不備がある場合は申請前にシステムでエラーとなるため審査業務の負担が軽減されるとともに、より迅速に審査業務を行うことができる。

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）③助成決定の取消し・取りやめ・休止

① 助成決定の取消し

助成決定事業者が助成申込等において不正の事実が判明した場合又は実施要綱及び助成要領等の定めに違反し、指導・勧告を受けても改善が見られない場合等により助成決定の取消しを行った施設

年度	施設数	主な取消し事由（複数理由の施設あり）	助成金返還施設数
令和 4年度	2施設	• 助成要領等の定めに違反し、破産手続開始の申立てを行い、かつ破産手続開始決定を受けたため (2施設)	助成決定の取消しを行った施設のうち、返還が必要な施設２施設
令和 5年度 ※	1施設	• 助成要領等の定めに違反し、破産手続開始の申立てを行い、かつ破産手続開始決定を受けたため (1施設)	助成決定の取消しを行った施設のうち、返還が必要な施設1施設

② 取りやめ

助成決定後、事業者が申請を取り下げ、事業を取りやめた施設

年度	施設数	主な取りやめ事由	助成金返還施設数
令和 4年度	44施設	• 今後の利用が見込めず閉園するため (21施設) • 本業の不振により運営困難となったため (2施設) • 認可保育所・認可外保育所へ移行するため (12施設) • 保育施設以外の用途に転用のため (5施設) • 新型コロナウイルス感染続出により運営困難となったため (1施設) 等	助成決定後、事業を取りやめた施設のうち • 助成金の返還が必要な施設 32施設 (うち、返還済31施設)
令和 5年度 ※	17施設	• 今後の利用が見込めず閉園するため (3施設) • 本業の不振により運営困難となったため (6施設) • 職員確保が困難のため (1施設) • 保育施設以外の用途に転用のため (1施設) • 認可保育所へ移行するため (3施設) 等	助成決定後、事業を取りやめた施設のうち • 助成金の返還が必要な施設 6施設 (うち、返還済4施設)

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）④助成決定の取消し・取りやめ・休止

③ 休止施設

１か月以上休止した施設

年度	休止施設数	主な休止事由	再開状況 ※令和4年度＝R5年3月末時点 ※令和5年度＝R6年2月末時点
令和 4年度	51施設	• 利用を希望する児童がいないため (34施設) • 保育士を確保できなくなったため (3施設) • 事業者の経営悪化のため (2施設) • 入園手続遅れのため (1施設) • 台風の影響のため (1施設) 等	休止した施設のうち、 • 既に再開している施設 22施設 • 再開が予定されている施設 13施設 • 再開時期が未定の施設 13施設 • 閉園 3施設
令和 5年度 ※	33施設	• 利用を希望する児童がいないため (20施設) • 保育士を確保できなくなったため (8施設) • 建物改修工事のため (2施設) 等	休止した施設のうち、 • 既に再開している施設 13施設 • 再開が予定されている施設 11施設 • 再開時期が未定の施設 8施設 • 閉園 1施設

※令和５年度の数値は令和６年２月末現在

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）③助成決定の取消し・取りやめ・休止

① 財産処分等の手続きについて

企業主導型保育事業（整備費・運営費）の助成金を受けて整備した施設等の財産処分は、あらかじめ公益財団法人児童育成協会及びこども家庭庁の承認を受ける必要がある。
このうち譲渡については、協会において、譲渡先の保育の質や事業の継続性等を確保する観点から、各年度新規申請施設に対する審査に準じて審査を行っている。

② 財産処分等の承認状況

◎ 令和6年２月末時点　**137施設**　（令和4年度からの累計）

（内訳）	財産処分の種類	承認施設数（１３７施設）	令和5年度（３３施設）	令和４年度（１０４施設）
転用	補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用	15施設	１施設	14施設
譲渡	補助対象財産の所有者の変更	47施設	20施設	27施設
交換	補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換	0施設	0施設	0施設
貸付	補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更	0施設	0施設	0施設
取壊し	補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと	0施設	0施設	0施設
廃棄	補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること	31施設	7施設	24施設
担保に供する処分	補助対象財産に抵当権を設定すること	38施設	１施設	37施設
整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更	整備費の助成を受けずに運営している施設について設置者を変更すること	6施設	4施設	2施設

（譲渡の内訳）

譲渡の内容	施設数	施設数	施設数
運営委託事業者への譲渡	5施設	0施設	5施設
組織形態の変更に伴う譲渡	22施設	9施設	13施設
他の事業者への譲渡	20施設	11施設	9施設

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）④定員充足状況

① 令和5年10月初日時点

定員充足状況

現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
82,395人	104,960人	78.5%	4,437施設

※ 定員充足率 ＝ 現員数 ／ 開所定員数
※ 協会が定めた期限までに報告のあった施設の結果であり、全ての施設を網羅したものではない
※ 施設ごとの定員充足状況については、企業主導型保育事業ポータルサイト上で公表
（URL:https://www.kigyounaihoiku.jp/）

２．令和５年度企業主導型保育事業について
（１）児童育成協会の評価について（補助事業）④定員充足状況

② 令和3年～5年の比較／従業員枠・地域枠における充足率

令和３（2021）年度

４月				７月				１０月				１月			
現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
58,868人	91,140人	64.6%	3,827施設	64,055人	92,543人	69.2%	3,932施設	70,835人	95,726人	74.0%	4,075施設	78,503人	103,147人	76.1%	4,343施設

令和４（2022）年度

４月				７月				１０月				１月			
現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
66,999人	101,796人	65.8%	4,246施設	73,269人	102,260人	71.6%	4,331施設	78,562人	102,073人	77.0%	4,330施設	83,771人	105,545人	79.4%	4, 472施設

令和５（2023）年度

４月				７月				１０月				１月			
現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
70,467人	101,040人	69.7%	4,261施設	76,834人	103,424人	74.3%	4,367施設	82,395人	104,960人	78.5%	4,437施設				

※令和3年度、4年度、5年度とも記載データは全て初日時点

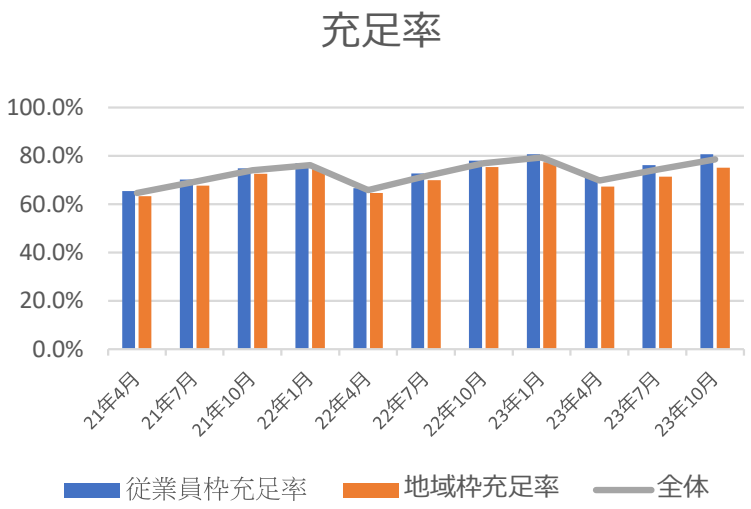

		2021年4月	2021年7月	2021年10月	2022年1月	2022年4月	2022年7月	2022年10月	2023年1月	2023年4月	2023年7月	2023年10月
定員	従業員枠	55,989	56,656	58,826	63,179	62,113	62,446	62,259	64,493	61,576	62,941	63,999
	地域枠	35,151	35,887	36,900	39,968	39,683	39,814	39,814	41,052	39,464	40,483	40,961
	合計	91,140	92,543	95,726	103,147	101,796	102,260	102,073	105,545	101,040	103,424	104,960
在籍児童	従業員枠	36,639	39,771	44,036	48,645	41,376	45,435	48,566	52,019	43,907	47,943	51,614
	地域枠	22,229	24,284	26,799	29,858	25,623	27,834	29,996	31,752	26,560	28,891	30,781
	合計	58,868	64,055	70,835	78,503	66,999	73,269	78,562	83,771	70,467	76,834	82,395
従業員枠充足率	従業員枠充足率	65.4%	70.2%	74.9%	77.0%	66.6%	72.8%	78.0%	80.7%	71.3%	76.2%	80.6%
地域枠充足率	地域枠充足率	63.2%	67.7%	72.6%	74.7%	64.6%	69.9%	75.3%	77.3%	67.3%	71.4%	75.1%
	全体	64.6%	69.2%	74.0%	76.1%	65.8%	71.6%	77.0%	79.4%	69.7%	74.3%	78.5%

＜充足率の算出方法＞

■・・・全体の充足率＝現員数／開所定員数

■・・・従業員枠充足率＝従業員枠の児童／開所定員数のうち、従業員枠の定員数

■・・・地域枠充足率＝地域枠の児童／開所定員数のうち、地域枠の定員数

令和５年度児童育成協会の体制・人員推移

① 体制図（令和5年4月1日）

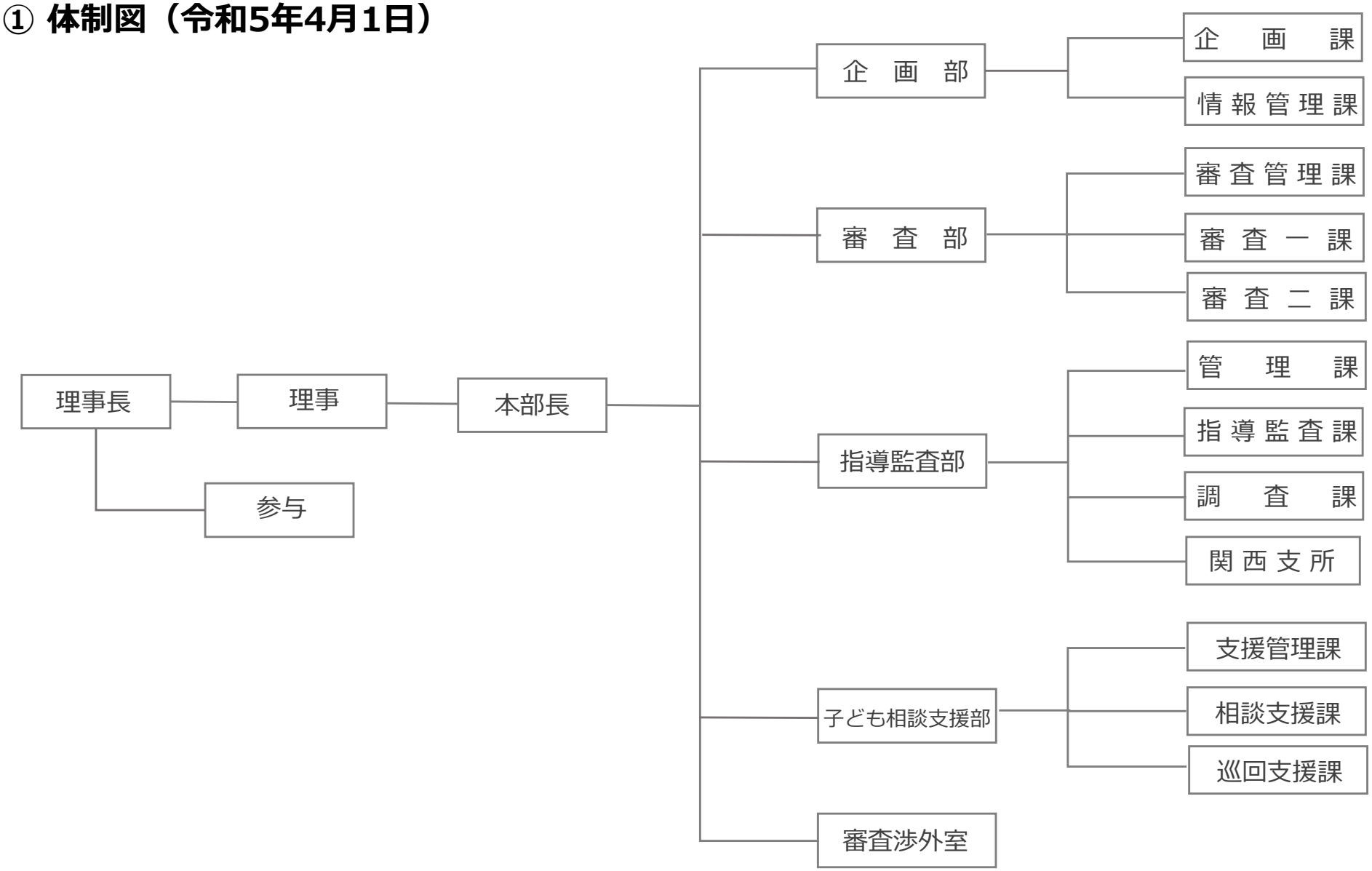

令和５年度児童育成協会の体制・人員推移

②人員数の推移

単位：人

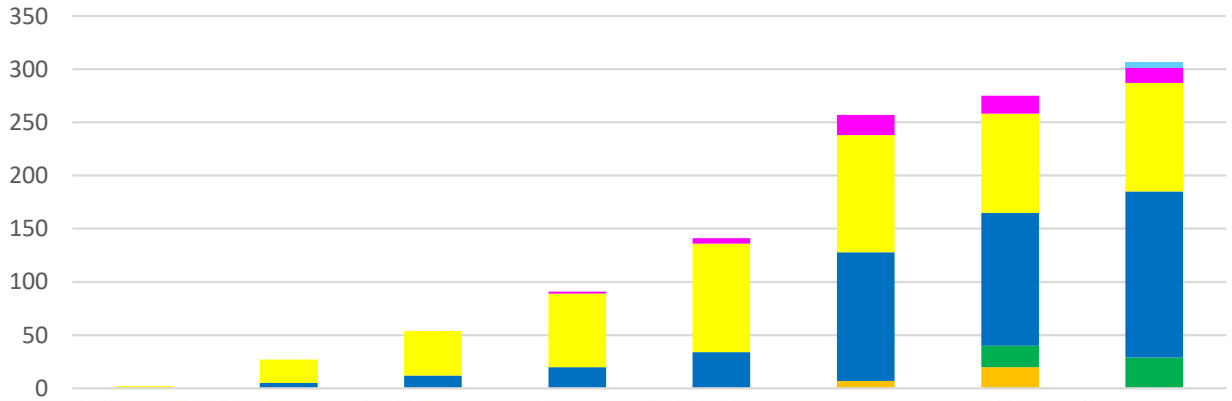

所属部署／年月日	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
企画部				**2**	**5**	**19**	**17**	**14**
うち、公認会計士						0	2	1
審査部	**2**	**22**	**42**	**69**	**102**	**110**	**93**	**102**
うち、保育士		1	1	1	1	3	4	9
うち、建築士		2	4	7	8	7	7	7
うち、公認会計士								1
うち、社会保険労務士※					1	0	0	0
指導監査部		**5**	**12**	**20**	**34**	**121**	**125**	**156**
うち、保育士			1	2	3	13	15	26
うち、公認会計士						2	0	0
子ども相談支援部							**20**	**29**
うち、保育士							2	6
関西支所						**7**	**20**	**(26)**
うち、保育士						0	2	(5)
審査渉外室								**5**
合　計（本部長を除く）	**2**	**27**	**54**	**91**	**141**	**257**	**275**	**306**
(うち、保育士)	0	1	2	3	4	16	23	41

※１、社会保険労務士については令和３年８月以降、社労士事務所と顧問契約を締結している。
　２、関西支所は、令和５年度から指導監査部の組織内に変更。